

Ⅳ 負担の在り方の見直し

1 1号保険料の在り方

第1号被保険者(65歳以上の者)に対する保険料については、現行方式を基本としつつ、被保険者の負担能力をきめ細かく反映したものとなるよう、「**現行の第2段階**」について、**負担能力の低い層の保険料負担を軽減する**等の見直しを行う。

また、市町村の保険料徴収事務の効率化等の観点から、現在「**老齢年金**」のみを対象としている**保険料の特別徴収**について、「**遺族年金**」や「**障害年金**」も**対象に加える**こととする。

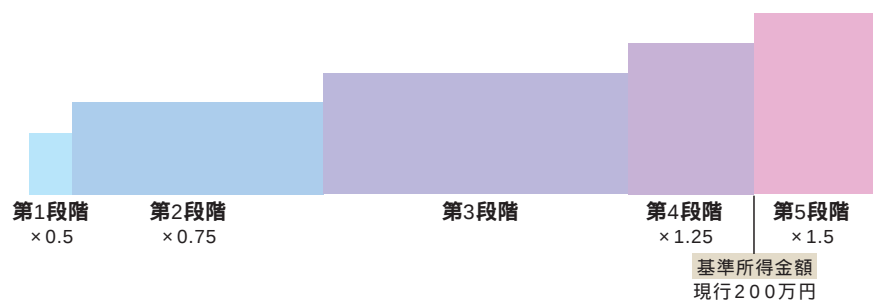
2 2号保険料の在り方

第2号被保険者(40～64歳の者)に対する保険料は医療保険者が納付する仕組みとなっているが、今後第2号被保険者や医療保険者の代表が制度運営に関与していく方法を検討する必要がある。

■介護保険料について

高齢者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料としている(5段階ないしは6段階)。

段階	対象者	保険料	(参考)対象者見込数	
			(第2期) 2003～2005年度	(第1期) 2000～2002年度
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	約2%	約2%
第2段階	市町村民税世帯非課税	基準額 × 0.75	約34%	約29%
第3段階	市町村民税本人非課税	基準額 × 1	約39%	約43%
第4段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額 × 1.25	約13%	約16%
第5段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円以上)	基準額 × 1.5	約12%	約10%



老齢退職年金受給の高齢者は、年収266万円までは市町村民税非課税。したがって、夫婦それぞれの年金がこの額未満(計532万円)までは、市町村民税非課税となる。
第2段階～第5段階の該当者のうち、それぞれの段階の保険料を適用すると生活保護の被保護者になってしまう者については、被保護者とならないよう、より低い段階の保険料を適用する。